# 民間投資促進特区（IT産業版） 対象業種一覧表

| ア．ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業 | イ．インターネット付随サービス業 | ウ．コールセンター | エ．ＢＰＯオフィス | オ．データセンター | カ．設計開発関連業<br>（情報サービス業の供するサービス業を使用するものに限る） | キ．デジタルコンテンツ関連業 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 39 情報サービス業 | 40 インターネット付随サービス業 | **① 顧客からの依頼を受け、電気通信設備（電気通信事業法（昭和59年法律86号）第2条第1号に規定する電気通信をいう。）を用いて、専任のオペレータが、集約的に顧客サービス等の業務を行うコールセンター** | **① 顧客からの委託を受けて、人事、総務又は会計などの事務管理部門やカスタマーサービス部門の事務処理又はデータ処理に係る業務について、コンピュータ等の情報技術を用いて、付加的な価値を提供するBPOオフィス** | **通信回線及びコンピュータ等の情報技術を用いて顧客の提供データを集約的に管理し、付加的な価値を提供するデータセンター** | **自動車関連産業を始めとした製造業又は情報通信業に係る設計開発業** | 41 映像・音声・文字情報製作業（4122 ラジオ番組制作業、413 新聞業を除く） |
| | | | | | 71 学術・開発研究機関 | 726 デザイン業 |
| | | 929 他に分類されない事業サービス業 | 929 他に分類されない事業サービス業 | 37 通信業 | 74 技術サービス業（3D-CAD（コンピュータを用いた3次元設計）やCAE（コンピュータを用いた強度等の解析や機能、性能等のシミュレーション）等の情報サービス業の供するサービスを使用するもの） | 73 広告業 |
| | | **② 電気通信設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第1号に規定する電気通信をいう。）を用いて、専任のオペレータが、集約的に顧客サービス等の業務を行うコールセンター** | **② 人事、総務又は会計などの事務管理部門やカスタマーサービス部門の事務処理又はデータ処理に係る業務について、コンピュータ等の情報技術を用いて、付加的な価値を提供するBPOオフィス** | 39 情報サービス業 | | 746 写真業（デジタル技術を用いて製品を製造するもの） |
| | | | | | 999 分類不能の産業（3D-CAD（コンピュータを用いた3次元設計）やCAE（コンピュータを用いた強度等の解析や機能、性能等のシミュレーション）等の情報サービス業の供するサービスを使用するもの） | |
| | | 37 通信業 | 37 通信業 | | | |
| | | 40 インターネット付随サービス業 | 39 情報サービス業 | | | |
| | | 61 無店舗小売業 | 40 インターネット付随サービス | | | |
| | | 62 銀行業 | 64 貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関 | | | |
| | | 63 共同組織金融業 | 67 保険業 | | | |
| | | 64 貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関 | | | | |
| | | 66 補助的金融業等 | | | | |
| | | 67 保険業 | | | | |
| | | 95 債権管理回収業 | | | | |

※対象業種の番号は、日本標準産業分類の分類番号（平成19年11月改定）を示す。